

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
危機管理部（危機管理課）			
<p>調定について（収入） 総務費国庫補助金及び総務費県補助金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）</p>	<p>交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった収入について調定を実施しました。以降の調定については通知書を受領後、速やかに調定を実施しております。</p>	令和8年3月11日	